監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正について

2019年2月27日日本公認会計士協会

新	IΒ
監査基準委員会報告書 700	監査基準委員会報告書700
財務諸表に対する意見の形成と監査報告	財務諸表に対する意見の形成と監査報告
2011年7月1日	平成23年7月1日
改正 2011年12月22日	改正 平成23年12月22日
改正 2014年4月4日	最終改正 平成26年4月4日
最終改正 2019年2月27日	·
日本公認会計士協会	日本公認会計士協会
監査基準委員会	監 査 基 準 委 員 会
(報告書:第60号)	(報告書:第60号)
(目 次)	(目 次)
項番号	項番号
(省 略)	(省 略)
Ⅱ 要求事項	Ⅱ 要求事項
(省 略)	(省 略)
3. 監査報告書18	3. 監査報告書18
(1) <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠	(1) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監
して実施した監査における監査報告書19	査における監査報告書19
(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合	(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合
	<u>40</u>
(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の	(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の
監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書 <u>46</u>	監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書 <u>41</u>
4. 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合 <u>48</u>	4. 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合 <u>43</u>

新	IΒ
Ⅲ 適用指針	Ⅲ 適用指針
(省 略)	(省 略)
2. 財務諸表における会計方針の注記の適切性A4	(新 設)
3. 財務諸表に表示及び注記された情報の目的適合性、信頼性、比較	(新 設)
可能性及び理解可能性A5	
<u>4</u> . 重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>与える</u> 影響の <u>注記</u> <u>A6</u>	<u>2</u> .重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>及ぼす</u> 影響の <u>開示</u> <u>A4</u>
5. 財務諸表が適正表示を達成しているかどうかに関する評価A7	(新 設)
<u>6</u> . 適用される財務報告の枠組みについての記述A <u>10</u>	<u>3</u> . 適用される財務報告の枠組みについての記述A <u>5</u>
複数の財務報告の枠組みについての記述A <u>13</u>	複数の財務報告の枠組みについての記述A <u>8</u>
<u>7</u> . 意見の様式 A <u>16</u>	<u>4</u> . 意見の様式 A <u>11</u>
<u>8</u> . 監査報告書A <u>18</u>	<u>5</u> . 監査報告書A <u>13</u>
(1) <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠	(1) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監
して実施した監査における監査報告書A <u>20</u>	査における監査報告書A <u>15</u>
(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合	(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合
A <u>61</u>	A <u>44</u>
(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の	(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の
監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書 A <u>66</u>	監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書A <u>45</u>
9. 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合A <u>68</u>	<u>6</u> . 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合A <u>47</u>
(省 略)	(省略)
《I 本報告書の範囲及び目的》	《I 本報告書の範囲及び目的》
《1. 本報告書の範囲》	《1. 本報告書の範囲》
1. 本報告書は、財務諸表に対する意見の形成に関する実務上の指針を	1. 本報告書は、財務諸表に対する意見の形成に関する実務上の指針を
提供するものである。また、財務諸表に対する監査の結果に基づいて	提供するものである。また、財務諸表に対する監査の結果に基づいて
発行する監査報告書の様式及び内容に関する実務上の指針を提供する	発行する監査報告書の様式及び <u>記載</u> 内容に関する実務上の指針を提供
ものである。	するものである。
2. 監査報告書において監査上の主要な検討事項を報告する監査人の責	
任は、監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監	
<u> 査上の主要な検討事項の報告」で扱われている。</u> 監査人が、監査報告	2. 監査人が、監査報告書において除外事項付意見を表明する場合、又

立仁	I I I
新	旧
412.1	i.

書において除外事項付意見を表明する場合、又は監査報告書に「強調事項」区分若しくは「その他の事項」区分を設ける場合における監査報告書の様式及び内容に関する実務上の指針は、監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」及び監査基準委員会報告書でおける強調事項区分とその他の事項区分」で扱われている。なお、その他の監査基準委員会報告書にも、監査報告書を発行する場合に適用となる報告に関する要求事項が含まれている。

は監査報告書に強調事項区分若しくはその他の事項区分を設ける場合における監査報告書の様式及び<u>記載</u>内容に関する実務上の指針は、監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」及び監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」で扱われている。

3. 本報告書は、監査報告書の対象が完全な一組の一般目的の財務諸表であることを前提として記載されている。

財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに従って作成されている場合や、個別の財務表又は財務諸表項目等を対象として監査を実施する場合における特別な考慮事項は、それぞれ、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」で扱っており、本報告書と併せて適用される。

4. 本報告書の要求事項は、監査報告書の一貫性及び比較可能性を確保するとともに、利用者にとって目的適合性のある情報を監査報告書において提供することを通じて監査報告書の価値を高めることを意図している。本報告書は、監査報告書間の様式や内容等の一貫性を保持することを促すものであるが、特定の状況に適応するための柔軟性も考慮している。我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されている場合の監査報告書に一貫性が保持されていることにより、監査が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されていることを容易に認識でき、市場における監査の信頼性を高める。

また、監査報告書間の様式や内容等の一貫性は、監査報告書の利用 者の理解を助けるとともに、通例でない状況が生じた場合にこれを認 3. 本報告書は、監査報告書の対象が完全な一組の一般目的の財務諸表であることを前提として記載されている。

財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに従って作成されている場合や、個別の財務表又は財務諸表項目等を対象として監査を実施する場合における特別な考慮事項は、それぞれ、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」で扱っており、本報告書では扱っていない。

4. 本報告書は、監査報告書間の様式や<u>記載</u>内容等の一貫性を保持する ことを促すものである。

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されている場合の監査報告書に一貫性が保持されていることにより、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されていることを容易に認識でき、市場における監査の信頼性を高める。

また、監査報告書間の様式や<u>記載</u>内容等の一貫性は、監査報告書の 利用者の理解を助けるとともに、通例でない状況が生じた場合にこれ

新	IΒ
識することを容易にする。	を認識することを容易にする。
《2. 本報告書の目的》	《2. 本報告書の目的》
5. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。	5. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。
(1) 入手した監査証拠から導いた結論の評価に基づき、財務諸表に対す	(1) 入手した監査証拠から導いた結論の評価に基づき、財務諸表に対
る意見を形成すること	する意見を形成すること
(2) 監査報告書において、監査意見を明瞭に表明すること	(2) 監査報告書において、 <u>意見表明の基礎を得たかどうかとともに、</u>

《3. 定義》

- 6. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 「一般目的の財務諸表」—一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。
 - (2) 「一般目的の財務報告の枠組み」-広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の<u>注記</u>を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求さ

《3. 定義》

6. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。

監査意見を明瞭に表明すること

- (1) 「一般目的の財務諸表」——般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。
- (2) 「一般目的の財務報告の枠組み」-広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の<u>開示</u>を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求さ

れる事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。(監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 12 項(13) 参照)

新

- (3) 「無限定意見」 適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。(第23項及び第24項参照)
- 7. 本報告書において、財務諸表とは、関連する注記事項を含む完全な一組の一般目的の財務諸表を意味する (監査基準委員会報告書200第12項(9)参照)。関連する注記事項は、通常、重要な会計方針及びその他の説明情報から構成される。財務諸表の表示、構成及び内容並びに完全な一組の財務諸表が何により構成されているかは、適用される財務報告の枠組みによって定められている。我が国においては、「適用される財務報告の枠組み」に財務諸表の様式と内容、及び完全な一組の財務諸表を定める法令等が含まれることがある。

れる事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。(監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」第12項(13)参照)

IΒ

- (3) 「無限定意見」-適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。(第32項及び第33項参照)
- 7. 本報告書において、財務諸表とは、関連する注記を含む完全な一組の一般目的の財務諸表を意味する。関連する注記は、通常、重要な会計方針<u>の要約</u>及びその他の説明情報から構成される。財務諸表の<u>様式と内容、及び</u>完全な一組の財務諸表が何により構成されているかは、適用される財務報告の枠組みによって定められている。我が国においては、「適用される財務報告の枠組み」に財務諸表の様式と内容、及び完全な一組の財務諸表を定める法令等が含まれることがある。

《Ⅱ 要求事項》

《1. 財務諸表に対する意見の形成》

8. 監査人は、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうか(適正表示の枠組みの場合は、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されているかどうか。)について意見を形成しなければならない。(監基報200第10項参照)

第<u>23</u>項及び第<u>24</u>項において、適正表示の枠組みの場合と準拠性の枠組みの場合のそれぞれにおいて、無限定意見を表明する際に用いる表現を示している。

《Ⅱ 要求事項》

《1. 財務諸表に対する意見の形成》

8. 監査人は、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうか(適正表示の枠組みの場合は、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されているかどうか。)について意見を形成しなければならない。(監基報200第10項参照)

第<u>32</u>項及び第<u>33</u>項において、適正表示の枠組みの場合と準拠性の枠組みの場合のそれぞれにおいて、無限定意見を表明する際に用いる表現を示している。

新	IB
9-10. (省略)	9-10. (省略)
11. 監査人は、適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基	11. 監査人は、適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基
づき、特に以下を評価しなければならない。	づき、特に以下を評価しなければならない。
(1) 経営者が採用した重要な会計方針が、財務諸表において適切に <u>注</u>	(1) 経営者が採用した重要な会計方針が、財務諸表において適切に <u>開</u>
<u>記</u> されているかどうか。 <u>この評価において監査人は、会計方針の記</u>	<u>示</u> されているかどうか。
述が企業の状況に照らして目的適合性を有しているか、及び理解可	
能かどうかを考慮しなければならない。(A4 項参照)	
(2) 経営者が採用した会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準	(2) 経営者が採用した会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準
拠しており、かつ適切であるかどうか。	拠しており、かつ適切であるかどうか。
(3) 経営者の行った会計上の見積りが合理的であるかどうか。	(3) 経営者の行った会計上の見積りが合理的であるかどうか。
(4) 財務諸表において表示 <u>及び注記</u> された情報が目的適合性、信頼性	(4) 財務諸表において表示された情報が目的適合性、信頼性及び比較
及び比較可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうか。 <u>この</u>	可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうか。
評価において監査人は、以下を考慮しなければならない。	
必要な情報が含まれているかどうか、及び当該情報が適切に分	
類、集計又は細分化され、性質に応じた記載となっているかど	
<u>うか。</u>	
関連しない情報又は表示及び注記された事項の適切な理解を曖	
昧にする情報を含めることにより、財務諸表の全体的な表示が	
損なわれていないかどうか。 (A5 項参照)_	
(5) 重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>与える</u> 影響について、財務諸	(5) 重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>及ぼす</u> 影響について、財務諸
表の利用者が理解するために適切な <u>注記</u> がなされているかどうか。	表の利用者が理解するために適切な <u>開示</u> がなされているかどうか。
(A <u>6</u> 項参照)	(A <u>4</u> 項参照)
(6) 財務諸表の名称を含め、財務諸表で使用されている用語は適切で	(6) 財務諸表の名称を含め、財務諸表で使用されている用語は適切で
あるかどうか。	あるかどうか。
12. 監査人は、財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている	12. 監査人は、財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている
場合には、第10項及び第11項で求められている評価において、財務諸	場合には、第10項及び第11項で求められている評価において、財務諸

表が適正に表示されているかどうかの評価も行わなければならない。

表が適正に表示されているかどうかの評価も行わなければならない。

新

監査人は、財務諸表が適正に表示されているかどうかについて評価 する場合には、以下を勘案しなければならない。(A7項から A9項参照)

- (1) 財務諸表の全体的な表示、構成及び内容
- (2) 関連する注記<u>事項</u>を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象 を適正に表しているかどうか。
- 13. 監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。(A<u>10</u>項からA<u>15</u>項参照)

《2. 意見の様式》

14-15. (省略)

- 16. 適正表示の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項に準拠して財務諸表を作成したとしても、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の<u>注記</u>や、財務報告の枠組みからの離脱が必要な場合があることから、作成された財務諸表が適正に表示されているとは認められない場合がある。その場合には、監査人は、原因となっている事項について経営者と協議し、適用される財務報告の枠組みにより求められる事項、及びその事項がどのように解消されたかに応じて、監査基準委員会報告書705に基づき監査報告書において除外事項付意見を表明する必要があるかどうかを判断しなければならない。(A16 項参照)
- 17. 準拠性の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が求められるのみであるため、財務諸表が準拠性の枠組みに準拠して作成されている場合、監査人は、財務諸表が適正に表示されているかどうか評価することを求められない。

しかし、極めてまれな状況において、財務諸表が利用者の誤解を招くと監査人が判断する場合、その原因となっている事項を経営者と協議するとともに、その事項がどのように解消されたかに応じて、監査

IΒ

監査人は、財務諸表が適正に表示されているかどうかについて評価 する場合には、以下を勘案しなければならない。

- (1) 財務諸表の全体的な表示、構成及び内容
- (2) 関連する注記を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかどうか。
- 13. 監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。(A5項からA10項参照)

《2. 意見の様式》

14 - 15.

(省 略)

- 16. 適正表示の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項に準拠して財務諸表を作成したとしても、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の<u>開示</u>や、財務報告の枠組みからの離脱が必要な場合があることから、作成された財務諸表が適正に表示されているとは認められない場合がある。その場合には、監査人は、原因となっている事項について経営者と協議し、適用される財務報告の枠組みにより求められる事項、及びその事項がどのように解消されたかに応じて、監査基準委員会報告書705に基づき監査報告書において除外事項付意見を表明する必要があるかどうかを判断しなければならない。(A11 項参照)
- 17. 準拠性の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が求められるのみであるため、財務諸表が準拠性の枠組みに準拠して作成されている場合、監査人は、財務諸表が適正に表示されているかどうか評価することを求められない。

しかし、極めてまれな状況において、財務諸表が利用者の誤解を招くと監査人が判断する場合、その原因となっている事項を経営者と協議するとともに、その事項がどのように解消されたかに応じて、監査

新	旧
報告書における記載の要否、及び記載する場合にはその方法について	報告書における記載の要否、及び記載する場合にはその方法について
判断しなければならない。(A <u>17</u> 項参照)	判断しなければならない。(A <u>12</u> 項参照)
《3. 監査報告書》	《3. 監査報告書》
18. 監査報告は文書によらなければならない。(A <u>18</u> 項 <u>及びA19</u> 項参照)	18. 監査報告は文書によらなければならない。(A <u>13</u> 項 <u>からA14</u> 項参照)
《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して	《(1) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に
実施した監査における監査報告書》	おける監査報告書》
《表題》	(新 設)
19. 監査報告書には、独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題	19. 監査報告書には、独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題
を付さなければならない。(A <u>20</u> 項参照)	を付さなければならない。(A <u>15</u> 項参照)
《宛先》	《宛先》
20. 監査報告書には、契約内容に応じた宛先を記載しなければならな	20. 監査報告書には、契約内容に応じた宛先を記載しなければならな
い。(A <u>21</u> 項参照)	い。(A <u>16</u> 項参照)
《監査意見》	《監査意見》
<u>21</u> . 監査報告書 <u>の冒頭</u> に、「監査意見」という見出しを付 <u>し</u> た区分を設	31. 監査報告書に <u>は</u> 、「監査意見」という見出しを付 <u>け</u> た区分を設けなけ
け <u>、監査意見を記載し</u> なければならない。	ればならない。
(削 る)	<u>《監査の対象》</u>
<u>22</u> . 監査報告書の <u>「監査意見」区分</u> には、以下の事項を記載しなければ	<u>21</u> . 監査報告書の <u>冒頭に記載する監査の対象</u> には、以下の事項を記載し
ならない。	なければならない。 <u>(A17 項から A19 項参照)</u>
(1) 監査対象である財務諸表を作成している企業の名称	(1) 監査対象である財務諸表を作成している企業の名称
(2) 財務諸表 <u>の</u> 監査 <u>を行った</u> 旨	(2) 財務諸表 <u>が</u> 監査 <u>されている</u> 旨
(3) 財務諸表の名称	(3) 財務諸表の名称
(4) 財務諸表に関連する注記 <u>事項</u> (重要な会計方針 <u>を含む。</u>)	(4) 財務諸表に関連する注記(重要な会計方針 <u>の要約及びその他の説</u>
	明情報に関する事項)
(5) 財務諸表が対象とする日付又は期間 (A22 項及び A23 項参照)	(5) 財務諸表が対象とする日付又は期間
23. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定適	32. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定適
正意見を表明する場合、監査意見において、「財務諸表が、「適用され	正意見を表明する場合、監査意見において、「財務諸表が、[適用され
る財務報告の枠組み]に準拠して、…をすべての重要な点において適正	る財務報告の枠組み]に準拠して、…をすべての重要な点において適正
に表示している」と記載しなければならない。(A <u>24</u> 項からA <u>31</u> 項参照)	に表示している」と記載しなければならない。(A <u>28</u> 項から A <u>34</u> 項参照)

新	IB
24. 準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定意見	33. 準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定意見
— を表明する場合、監査意見には、「財務諸表が、すべての重要な点にお	 を表明する場合、監査意見には、「財務諸表が、すべての重要な点にお
いて、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」と	いて、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」と
記載しなければならない。(A <u>26</u> 項から A <u>31</u> 項参照)	記載しなければならない。(A <u>28</u> 項 <u>及びA30項</u> からA <u>34</u> 項参照)
<u>25</u> . (省略)	<u>34</u> . (省 略)
《監査意見の根拠》	(新 設)
<u>26</u> . 監査報告書には、「監査意見」区分に続けて「監査意見の根拠」とい	27. 監査報告書には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して
<u>う見出しを付した区分を設け、以下</u> を記載しなければならない。 <u>(A32</u>	<u>監査を実施した旨</u> を記載しなければならない。一般に公正妥当と認め
項参照)_	られる監査の基準に準拠して監査を実施 <u>することには、監査人が職業</u>
(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し	<u>倫理に関する規定を遵守することが含まれている。</u>
て監査を実施 <u>した旨(A33 項参照)</u>	また、監査報告書において、当該基準が、財務諸表に重要な虚偽表
(2) 監査人の責任に関し、監査報告書の「財務諸表監査における監査	示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査計画を策定
人の責任」の区分に記載がある旨	し、これに基づき監査を実施することを求めている旨を記載しなけれ
(3) 監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社	ばならない。(A25 項から A26 項参照)
から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を	
果たしている旨 (A34 項から A37 項参照)	
(4) 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断	30. 監査報告書には、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を
した <u>旨</u>	入手したと判断した <u>かどうかを記載しなければならない。</u>
<u>《継続企業》</u>	(新 設)
27. 監査人は監査基準委員会報告書 570「継続企業」第 20 項から第 22 項	(新 設)
に該当する場合、これらに従って、監査報告書において継続企業に関	
する事項を報告しなければならない。	
<u>《監査上の主要な検討事項》</u>	(新 設)
28. 法令により監査報告書において監査上の主要な検討事項の記載が求	(新 設)
められる監査においては、監査人は監査基準委員会報告書 701 に従っ	
て、監査報告書において監査上の主要な検討事項を報告しなければな	
<u>らない。</u>	

新	IB
29. 前項のほか、監査人は、監査報告書において監査上の主要な検討事	(新 設)
項を任意で報告することを契約条件により合意している場合、監査基	
準委員会報告書 701 に従って監査上の主要な検討事項を報告しなければ	
ならない。(A38 項から A40 項参照)	
《財務諸表に対する責任》	《財務諸表に対する <u>経営者の</u> 責任》
30. 監査報告書には、「財務諸表に対する経営者 <u>並びに監査役及び監査役</u>	22. 監査報告書には、「財務諸表に対する経営者の責任」という見出しを
<u>会</u> の責任」 <u>(監査役会設置会社の場合)</u> という見出しを付 <u>し</u> た区分を設	付 <u>け</u> た区分を設けなければならない。
けなければならない。 <u>(A41 項参照)</u>	
31. 監査報告書の本区分では、経営者の責任として、 <u>以下の事項を記載</u>	23. 監査報告書の本区分では、財務諸表の作成に関する経営者の責任と
しなければならない。(A42 項から A45 項参照)	して、経営者 <u>が</u> 、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を
<u>(1)</u> 経営者 <u>は</u> 、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作	作成する責任を有する <u>こと</u> 、また、不正又は誤謬による重要な虚偽表
成する責任を有する <u>旨</u> 、また、不正又は誤謬による重要な虚偽表示	示のない財務諸表 <u>の</u> 作成に必要 <u>な</u> 内部統制 <u>の</u> 整備及び運用 <u>に対して</u> 責
のない財務諸表 <u>を</u> 作成 <u>するため</u> に <u>経営者が</u> 必要 <u>と判断した</u> 内部統制	任を有する <u>ことを記載しなければならない。(A20 項から A23 項参照)</u>
<u>を</u> 整備及び運用 <u>する</u> 責任を有する <u>旨</u>	
(2) 経営者は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切	
であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に	
関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を	
有する旨(A45 項参照)	
32. 監査報告書の本区分では、監査役若しくは監査役会、監査等委員会	(新 設)
又は監査委員会(以下「監査役等」という。)の責任として、財務報告	
プロセスの整備及び運用における取締役(監査委員会の場合は執行役	
及び取締役)の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない。	
(A46 項参照)	
33. (省略)	<u>24</u> . (省略)
《 <u>財務諸表監査における</u> 監査人の責任》	《監査人の責任》
34. 監査報告書には、「 <u>財務諸表監査における</u> 監査人の責任」という見出	<u>25</u> . 監査報告書には、「監査人の責任」という見出しを付 <u>け</u> た区分を設け
しを付 <u>し</u> た区分を設けなければならない。	なければならない。

新	IB
35. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、以下を記載しなけ	
<u>ればならない。</u>	
(1) 監査人の責任は、実施した監査に基づき、全体としての財務諸表	26. 監査報告書には、監査人の責任は、実施した監査に基づき、財務諸
に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理	表に対する意見を表明することである旨を記載しなければならない。
<u>的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から</u> 財務諸表に対	(A <u>24</u> 項参照)
する意見を表明すること (A <u>47</u> 項参照)	
(2) 虚偽表示は不正又は誤謬により発生する可能性があること、及び	
虚偽表示は個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に	
影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ	
れること (監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における	
重要性」第2項参照)(A48項参照)	
36. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、併せて以下を記載	28. 監査報告書は、以下のとおり、監査について記載しなければならな
しなければならない。	٧٠°
(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基	(1) 監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入
準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての	手するための手続を実施する旨
判断を行い、職業的懐疑心を保持すること	
(2) 以下に関する監査人の責任	
① 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価並び	
に評価したリスクへの対応	
・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別	
し、評価すること	
・ 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施す	
<u>ること</u>	
<u>・</u> 監査手続 <u>の</u> 選択及び適用 <u>は監査人の判断によること</u>	(2) 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表
・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するこ	の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される旨
<u>Ł</u>	
② 内部統制の理解	
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明	財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する
	为3万阳公正正。日日116(日月160)日70正16 24 (写见我的)。

新 旧

するためのものではないが、<u>監査人は、</u>リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、<u>監</u>査に関連する内部統制を検討する<u>こと</u>(A49 項参照)

- ③ 会計方針及び会計上の見積りの評価
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価すること
- ④ 継続企業の前提の評価
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが 適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 けること
 - ・ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事 項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明すること
 - ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に 基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性があること
- ⑤ 表示及び注記事項の検討
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が適用される財務報告の枠組 みに準拠しているかどうかを評価すること
 - ・ 適正表示の枠組みに従って作成されている場合、関連する 注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容を評価す るとともに、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価すること

ためのものではないが、リスク評価の実施に際して、<u>監査人は</u>状況 に応じた適切な監査手続を立案するために、<u>財務諸表の作成</u>に関連 する内部統制を検討する旨(A27項参照)

(3) また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性並びに経営者によって行われた見積りの合理性を評価し、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる旨

新	旧
(3) 監査基準委員会報告書600「グループ監査」が適用となる場合の監	
査人の責任	
① グループ財務諸表に対する意見を表明するための、グループ内	
の構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手す	
<u>ること</u>	
② グループ財務諸表の監査の指示、監督及び実施をすること	
③ グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと	
(削 る)	29. 財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、前項
	の「財務諸表の作成に関連する内部統制」を「財務諸表の作成と適正
	な表示に関連する内部統制」と記載しなければならない。
37.「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、更に以下を記載し	(新 設)
<u>なければならない。</u>	
(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した監査の範囲とその実施時	
期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上	
の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項	
<u>について、報告を行うこと</u>	
(2) 上場企業の財務諸表監査の場合、監査人は、監査役等に対して、	
独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守した	
こと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる	
事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じ	
<u>ている場合はその内容について報告を行うこと(倫理規則及び監査</u>	
基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 15 項	
<u>参照)</u>	
(3) 監査基準委員会報告書 701 に従って監査上の主要な検討事項を報告	
する場合、監査人は、監査役等と協議を行った事項のうち、当年度	
の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な	
検討事項と決定し、監査報告書に記載すること。ただし、法令等に	
より当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあ	

新	旧
<u>るが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共</u>	
の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきで	
ないと判断した場合は、当該事項を記載しないこと (A50 項参照)	
《財務諸表監査における監査人の責任の記載場所》	(新 設)
38. 第36項及び第37項により求められている財務諸表監査における監査	(新 設)
人の責任の記載は、以下のいずれかに含めなければならない。(A51 項	
<u>参照)</u>	
(1) 監査報告書の本文	
(2) 監査報告書の別紙(その場合、監査報告書は別紙の記載場所に対す	
<u>る参照を含めなければならない。)(A51項及びA52項参照)</u>	
《その他の報告責任》	《その他の報告責任》
39. 監査人が、財務諸表に対する監査報告書において、 <u>我が国において</u>	35. 監査人が、財務諸表に対する監査報告書において、一般に公正妥当
一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して	と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見を表明する
意見を表明する責任に加えて、その他の報告責任についても記載する	責任に加えて、その他の報告責任についても記載する場合、その他の
場合、その他の報告責任については、「法令等 <u>に基づく</u> その他の報告」	報告責任については、「法令等 <u>が要求する</u> その他の <u>事項に対する</u> 報告」
又はその区分の <u>記載</u> 内容 <u>に応じた</u> 適切な他の見出しを付 <u>し</u> て、監査報	又はその区分の内容 <u>から見て</u> 適切な他の見出しを付 <u>け</u> て、監査報告書
告書上、財務諸表監査とは別の区分を設けなければならない。(A <u>53</u> 項	上、財務諸表監査とは別の区分を設けなければならない。(A <u>35</u> 項 <u>から</u>
<u>及びA54</u> 項参照)	A <u>36</u> 項参照)
40. 監査報告書にその他の報告責任に関する別の区分を設ける場合、第	<u>36</u> . 監査報告書にその他の報告責任に関する別の区分を設ける場合、第
19項から第 <u>37</u> 項に記載した事項は、「財務諸表監査」という見出しを記	21項から第34項に記載した事項は、「財務諸表監査」という見出しを記
載し、その下に記載しなければならない。	載し、その下に記載しなければならない。
「法令等 <u>に基づく</u> その他の報告」 <u>区分</u> は、「財務諸表監査」 <u>区分</u> の後	「法令等 <u>が要求する</u> その他の <u>事項に対する</u> 報告」は、「財務諸表監
に記載しなければならない。	査」の後に記載しなければならない。 <u>(A37 項参照)</u>
《監査責任者の氏名》	(新 設)
41. 監査報告書には監査責任者の氏名を含めなければならない。(A55項	(新 設)
<u>参照)</u>	

新	IB
《監査人の署名》	《監査人の署名》
42. 監査報告書には、自署・押印がなされなければならない。(A <u>55</u> 項参	37. 監査報告書には、自署・押印がなされなければならない。(A <u>38</u> 項参
照)	照)
《監査事務所の所在地》	《監査事務所の所在地》
43. 監査報告書には、監査事務所の所在地を記載しなければならない。	39. 監査報告書には、監査事務所の所在地を記載しなければならない。
(A <u>56</u> 項参照)	(A <u>43</u> 項参照)
《監査報告書日》	《監査報告書日》
44. 監査報告書には、監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎とな	38. 監査報告書には、監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎とな
る十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはな	る十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはな
らない。なお、以下の点について、財務諸表に対する意見表明の基礎	らない。なお、以下の点について、財務諸表に対する意見表明の基礎
となる十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。(A <u>57</u> 項か	となる十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。(A <u>39</u> 項か
らA <u>60</u> 項参照)	らA <u>42</u> 項参照)
(1) 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されていること	(1) 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されていること
(2) 認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めた	(2) 認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めた
こと	こと
《(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場	《(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場
合》	合》
45. 法令等において、監査報告書に使用する具体的な様式や文言が規定	40. 法令等において、監査報告書に使用する具体的な様式や文言が規定
されている場合、監査報告書に、最低限、以下の事項が含まれている	されている場合、監査報告書に、最低限、以下の事項が含まれている
場合にのみ、監査報告書において <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認	場合にのみ、監査報告書において一般に公正妥当と認められる監査の
められる監査の基準に準拠している旨を記載することができる。(A <u>61</u>	基準に準拠している旨を記載することができる。(A <u>44</u> 項参照)
項 <u>及び A62 項</u> 参照)	
(1) 表題	(1) 表題
(2) 契約内容に応じた宛先	(2) 契約内容に応じた宛先
(<u>3</u>) <u>「監査</u> 意見 <u>」</u> 区分。これには、財務諸表に対する意見の表明と、	(6) 意見区分。これには、財務諸表に対する意見の表明と、財務諸表の
財務諸表の作成に用いられた適用される財務報告の枠組みの特定	作成に用いられた適用される財務報告の枠組みの特定(我が国にお
(我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、 <u>修</u>	いて一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、指定国際会計基
正国際基準、指定国際会計基準又は国際会計基準審議会が公表する	準又は国際会計基準審議会が公表する国際会計基準でない場合、財

新 旧

国際会計基準でない場合、財務報告の枠組みを設定している国の特定を含む。(第25項参照))が含まれる。

- (4) 監査対象となった財務諸表についての記載
- (5) 監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、当該規定に従って監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たした旨
- (6) 継続企業の前提に関して重要な不確実性に係る注記が適切である 場合、監査基準委員会報告書 570 第 21 項に基づいて記載した「継続 企業の前提に関する重要な不確実性」区分に相当する区分
- (7) 継続企業の前提に関して重要な不確実性に係る注記が適切でない 場合、監査基準委員会報告書 570 第 22 項に基づいて記載した除外事 項付意見の根拠区分に相当する区分
- (8) 監査上の主要な検討事項の記載が求められている場合、監査基準 委員会報告書701により要求される情報に相当する区分、又は法令等 により、監査上の主要な検討事項に関連した追加的な情報が求めら れる場合、当該情報を記載した区分に相当する区分(A63項からA65 項参照)
- (9) 第30項から第33項の要求事項に相当する財務諸表の作成に関する 経営者の責任、及び監査役等の財務報告プロセスの整備及び運用に おける取締役(監査委員会の場合は執行役及び取締役)の職務の執 行を監視する責任についての記載
- (10) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と法令等の名称、並びに第34項から第37項の要求事項に相当する財務諸表の 監査における監査人の責任についての記載(A47項からA50項参照)
- (11) 監査責任者の氏名
- (12) 監査人の自署・押印
- (13) 監査事務所の所在地
- (14) 監査報告書日

務報告の枠組みを設定している国の特定を含む。(第<u>34</u>項参照))が 含まれる。

(3) 監査対象となった財務諸表についての記載

- (4) 財務諸表の作成に関する経営者の責任についての記載
- (5) 財務諸表に対して意見を表明する監査人の責任と監査範囲の記載。 これには、以下の事項を含む。
 - ・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準と法令等の名称
 - ・ これらの基準に準拠して監査を実施した旨
- (7) 監査人の署名
- (9) 監査事務所の所在地
- (8) 監査報告書日

新	IΒ
《(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の	《(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の
監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書》	監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書》
46. 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準	<u>41</u> . 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準
に準拠して監査を行うことが求められている場合、それに加えて、監	に準拠して監査を行うことが求められている場合、それに加えて、監
査の実施に際し、他の監査の基準も遵守する場合がある。	査の実施に際し、他の監査の基準も遵守する場合がある。
この場合、以下のそれぞれの事項を満たす場合に限り、監査報告書	この場合、以下のそれぞれの事項を満たす場合に限り、監査報告書
において、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に	において、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
加えて他の監査の基準に準拠している旨を記載することができる。	加えて他の監査の基準に準拠している旨を記載することができる。
(A <u>66 項及び A67</u> 項参照)	(A <u>45</u> 項 <u>から</u> A <u>46</u> 項参照)
(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の監	(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の監
査の基準の要求事項の間に、以下のいずれかが生じるような相違が	査の基準の要求事項の間に、以下のいずれかが生じるような相違が
ない。	ない。
① 監査人が異なる意見を形成する。	① 監査人が異なる意見を形成する。
② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準では	② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準では
<u>「</u> 強調事項 <u>」</u> 区分 <u>又は「その他の事項」区分</u> として記載すること	強調事項区分として記載することが要求されている特定の状況に
が要求されている特定の状況において、他の監査の基準では <u>「</u> 強	おいて、他の監査の基準では強調事項区分として記載 <u>することが</u>
調事項 <u>」区分又は「その他の事項」区分</u> として記載 <u>しないことと</u>	要求されていない。
<u>されている</u> 。	
(2) 他の監査の基準が記載する監査報告書の様式又は文言を用いる場	(2) 他の監査の基準が記載する監査報告書の様式又は文言を用いる場
合、最低限、 <u>上記の</u> 第 <u>45</u> 項(1)から(<u>14</u>)の事項が含まれる。 <u>ただし、</u>	合、最低限、第 <u>40</u> 項(1)から(<u>9</u>)の事項が含まれる。
この場合に <u>は</u> 、第 <u>45</u> 項(<u>10</u>) <u>における</u> 「法令等」 <u>は</u> 、「他の監査の基	この場合に <u>おいて</u> 、第 <u>40</u> 項(<u>5</u>) <u>中</u> 「法令等」 <u>に代えて</u> 、「他の監査の
準」 <u>に読み替える</u> 。したがって、監査報告書において、他の監査の	基準」 <u>とする</u> 。したがって、監査報告書において、他の監査の基準
基準を明示しなければならない。	を明示しなければならない。
<u>47</u> . (省 略)	<u>42</u> . (省 略)
《4. 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合》(A <u>68</u> 項から	《4.財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合》(A <u>47</u> 項から
A <u>74</u> 項参照)	A <u>53</u> 項参照)
<u>48</u> . 適用される財務報告の枠組みで要求されていない補足的な情報が、	<u>43</u> . 適用される財務報告の枠組みで要求されていない補足的な情報が、
監査した財務諸表とともに表示される場合 <u>には</u> 、監査人は、 <u>職業的専</u>	監査した財務諸表とともに表示される場合、監査人は、当該補足的な

新	IΒ
門家としての判断に基づき、当該補足的な情報が、その性質又は表示	情報が監査した財務諸表から明確に区別されているかどうかを評価し
<u>方法により、財務諸表の不可分の一部となる</u> かどうかを評価しなけれ	なければならない。
ばならない。 <u>財務諸表の不可分の一部となる</u> 場合、当該補足的な情報	補足的な情報が監査した財務諸表から明確に区別されていない場
は <u>監査意見の対象と</u> しなければならない。	合、監査人は、監査されていない補足的な情報の表示方法を変更する
	よう経営者に求めなければならない。
	<u>経営者がそれに応じない</u> 場合、 <u>監査人は、</u> 当該補足的な情報は <u>監査</u>
	<u>されていない旨を監査報告書に記載</u> しなければならない。
49. 適用される財務報告の枠組みで要求されていない補足的な情報が、	44. 適用される財務報告の枠組みでは要求されていないが、その性質と
監査した財務諸表の不可分の一部と考えられない場合、監査人は、当	表示の方法が原因で監査した財務諸表から明確に区別することができ
<u>該補足的な情報が、</u> 監査した財務諸表から <u>十分かつ</u> 明確に区別 <u>される</u>	ず、財務諸表の不可分の一部となる補足的な情報は、監査意見の対象
方法で表示されているかどうかを評価しなければならない。 補足的な	としなければならない。
情報が監査した財務諸表から十分かつ明確に区別されていない場合、	
監査人は、監査されていない補足的な情報の表示方法を変更するよう	
に経営者に求めなければならない。経営者がそれに応じない場合、監	
査人は、監査されていない補足的な情報を識別し、監査報告書におい	
て当該補足的な情報が監査されていない旨を記載しなければならな	
<u>v.</u>	
《Ⅲ 適用指針》	《皿 適用指針》
《1. 企業の会計実務の質的側面》 (第 10 項参照)	《1. 企業の会計実務の質的側面》 (第 10 項参照)
A1. (省 略)	A1. (省 略)
A2. 会計実務の質的側面については、監査基準委員会報告書 260 付録 2 に	A2. 会計実務の質的側面については、監査基準委員会報告書 260 <u>「監査役</u>
おいて関連する指針が提供されている。	<u>等とのコミュニケーション」</u> 付録2において関連する指針が提供され
	ている。
監査人は、企業の会計実務の質的側面の検討において、経営者の判	監査人は、企業の会計実務の質的側面の検討において、経営者の判
断に偏向が存在する可能性に気付くことがある。監査人は、経営者の	断に偏向が存在する可能性に気付くことがある。監査人は、経営者の
判断における中立性の欠如の累積的な影響を未修正の虚偽表示の影響	判断における中立性の欠如の累積的な影響を未修正の虚偽表示の影響
に加味した場合、全体としての財務諸表に対して重要な虚偽表示を生	に加味した場合、全体としての財務諸表に対して重要な虚偽表示を生
じさせていると判断することがある。全体としての財務諸表に重要な	じさせていると判断することがある。全体としての財務諸表に重要な

新	田
虚偽表示が存在するかどうかについての監査人の判断に影響を <u>与える</u>	虚偽表示が存在するかどうかについての監査人の判断に影響を <u>及ぼす</u>
経営者の中立性の欠如を示す兆候としては、以下のようなものがあ	経営者の中立性の欠如を示す兆候としては、以下のようなものがあ
る。	る。
・ 監査の過程で経営者に報告した虚偽表示を、経営者が選択的に修	・ 監査の過程で経営者に報告した虚偽表示を、経営者が選択的に修
正している場合(例えば、利益が増加する効果のある虚偽表示は	正している場合(例えば、利益が増加する効果のある虚偽表示は
修正するが、利益が減少する効果のある虚偽表示は修正しない場	修正するが、利益が減少する効果のある虚偽表示は修正しない場
合など)	合など)
・ 会計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性	・ 会計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性
A3. 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」第 20 項は、会	A3. 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」第 20 項は、会
計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性について記載	計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性について記載
している。	している。
個々の会計上の見積りの合理性に関して結論付ける際に、経営者の	個々の会計上の見積りの合理性に関して結論付ける際に、経営者の
偏向が存在する兆候があったとしても、それだけでは虚偽表示とはな	偏向が存在する兆候があったとしても、それだけでは虚偽表示とはな
らない。しかし、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどう	らない。しかし、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどう
かについての監査人の評価には影響を <u>与える</u> ことがある。	かについての監査人の評価には影響を <u>及ぼす</u> ことがある。
《2. 財務諸表における会計方針の注記の適切性》(第11項(1)参照)	(新 設)
A4. 監査人が重要な会計方針が適切に注記されているかどうかを評価す	(新 設)
る際に考慮する事項には、以下が含まれる。	
・適用される財務報告の枠組みにより要求される、重要な会計方針に	
関する全ての事項が注記されているかどうか。	
・注記された重要な会計方針に関する情報に目的適合性があり、適用	
される財務報告の枠組みにおける認識、測定、及び表示の規準が、	
個々の企業の業務及び環境に応じて、取引種類、勘定残高、及び注	
<u>記事項にどのように適用されているかの記述が含まれているかどう</u>	
<u> ½°</u>	
・重要な会計方針の記述が明瞭であるかどうか。	

新	旧
《3. 財務諸表に表示及び注記された情報の目的適合性、信頼性、比	(新 設)
較可能性及び理解可能性》 (第 11 項 (4) 参照)	
A5. 財務諸表の理解可能性の評価には、以下に関する事項の検討が含ま	(新設)
<u>れる。</u>	
・ 財務諸表に含まれる情報は、明確かつ簡潔な方法で表示及び注記	
<u>されているかどうか。</u>	
・ 重要な注記事項は、適切に強調するように配置されているかどう	
か (例えば、利用者が企業特有の情報を重視している場合)、及び	
利用者が必要な情報を識別しやすいように適切に参照が付されて	
<u>いるかどうか。</u>	
《 <u>4</u> . 重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>与える</u> 影響の <u>注記</u> 》(第 11	《 <u>2</u> . 重要な取引や会計事象が財務諸表に <u>及ぼす</u> 影響の <u>開示</u> 》(第11
項(5)参照)	項(5)参照)
A <u>6</u> . 一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表は、企	A <u>4</u> . 一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表は、企
業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示するこ	業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示するこ
とが多い。監査人は、重要な取引と会計事象が、企業の財政状態、経	とが多い。 <u>その場合、</u> 監査人は、重要な取引と会計事象が、企業の財
営成績及びキャッシュ・フローの状況に <u>与える</u> 影響について、財務諸	政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に <u>及ぼす</u> 影響につい
表の利用者が理解できるように、適用される財務報告の枠組みに基づ	て、財務諸表の利用者が理解できるように適切な <u>開示</u> が <u>なさ</u> れている
<u>いて</u> 適切な <u>注記</u> が <u>行わ</u> れているかどうか <u>に関する</u> 評価 <u>には、以下の事</u>	かどうか <u>を</u> 評価 <u>する</u> 。
<u>項を考慮することが含まれる</u> 。	
・ 財務諸表の情報がどの程度目的適合性を有するか、また、企業に	
特有の情報をどの程度提供しているか。	
想定される利用者の理解に資するように適切な注記がなされてい	
<u>るかどうか。</u>	
- 適用される財務報告の枠組みに規定された認識の規準を満た	
さない取引又は事象から生じ得る企業の潜在的な資産又は負	
<u>債の内容及び程度</u>	
- 取引及び事象から生じた重要な虚偽表示リスクの内容及び程	
<u>度</u>	

新	IΒ
- 会計上の見積りに関連して計上された金額又は注記事項(例	
えば、感応度分析)に影響を与える手法、仮定及び経営者の	
判断、並びにその変更	
《5. 財務諸表が適正表示を達成しているかどうかに関する評価》	(新 設)
_(第 12 項参照)	
A7. 財務報告の枠組みによっては、適正表示の概念が明示又は黙示され	(新 設)
ている。例えば、国際財務報告基準においては、「財務諸表は、企業の	
財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示しなければ	
ならない。適正な表示をするには、財務報告に関する概念フレームワ	
<u>ークに示されている資産、負債、収益及び費用の定義と認識規準に従</u>	
<u>って、取引及びその他の事象や状況の影響を忠実に表現することが要</u>	
水される」と明示されている。(国際会計基準第1号「財務諸表の表	
<u>示」第 15 項)</u>	
本報告書の第6項(2)に記載されているとおり、適正表示の財務報告	
の枠組みにおいては、具体的に要求されている以上の注記を行うこと	
が必要な場合があることが明示又は黙示されている。例えば、財務諸	
表等規則において「この規則において特に定める注記のほか、利害関	
係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関	
<u>する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当</u>	
該事項を注記しなければならない」と規定されており(財務諸表等規	
則第8条の5)、同様の規定が連結財務諸表規則や会社計算規則にも存	
在する。また、国際財務報告基準においても、「特定の要求事項に準拠	
する開示だけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政	
<u>状態及び経営成績に与える影響を利用者が理解するのに不十分である</u>	
場合には、追加的な開示を提供すること」が定められている。(国際会	
計基準第1号「財務諸表の表示」第 17 項(c))	
A8. 表示及び注記事項の双方において財務諸表が適正表示を達成してい	(新一設)
<u>るかどうかに関する監査人の評価は、職業的専門家としての判断に関</u>	

新	旧
連する事項である。当該評価は、監査人の企業に関する理解及び監査	
において入手した監査証拠に基づいて、企業の事実及び状況並びにそ	
の変化を考慮する。当該評価においては、例えば、財務報告の利害関	
係者のニーズの変化又は経済環境の変化の影響等から生じる適正表示	
の達成に必要な表示及び注記を考慮することがある。適正表示の達成	
に必要な表示及び注記が行われない場合は虚偽表示に該当し、一般的	
には、虚偽表示は、財務諸表全体の観点から、財務諸表の利用者の経	
済的意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる場合に重要性	
があると判断される。	
A9. 財務諸表が適正表示を達成しているかどうかを評価する際に、監査	(新 設)
人は、経営者及び監査役等との間で、例えば以下の項目について特定	
の表示を選択した理由及び検討した代替案があれば、それらに関する	
見解を討議することがある。	
・ 財務諸表の金額が集計又は細分化される程度が適切かどうか、並	
びに表示及び注記事項が有用な情報を曖昧にする又は利用者の判	
断を誤らせる結果にならないか。_	
・ 業界の適切な会計慣行が適用されているか、又はそれら慣行と異	
なる方法を採用している場合は、企業の状況に照らして適切で合	
理性があるかどうか。_	
《 <u>6</u> . 適用される財務報告の枠組みについての記述》 (第13項参照)	《 <u>3</u> . 適用される財務報告の枠組みについての記述》 (第13項参照)
A <u>10</u> . 監査基準委員会報告書 200 の A2 項から A3 項に記載されているよう	A <u>5</u> . 監査基準委員会報告書 200 の A2 項から A3 項に記載されているよう
に、経営者が財務諸表を作成する責任には、財務諸表において適用す	に、経営者が財務諸表を作成する責任には、財務諸表において適用す
る財務報告の枠組みについて適切な記述を行うことが含まれている。	る財務報告の枠組みについて適切な記述を行うことが含まれている。
この記述 <u>により</u> 、財務諸表の利用者 <u>は</u> 財務諸表が準拠している財務	この記述 <u>は</u> 、財務諸表の利用者 <u>に対し</u> 財務諸表が準拠している財務
報告の枠組みを <u>知ることとな</u> る。	報告の枠組みを <u>伝えるために重要であ</u> る。
A <u>11</u> -A <u>12</u> . (省略)	A <u>6</u> -A <u>7</u> . (省 略)
《複数の財務報告の枠組みについての記述》	《複数の財務報告の枠組みについての記述》
A <u>13</u> -A <u>14</u> . (省略)	A <u>8</u> -A <u>9</u> . (省略)

新	Ш
A <u>15</u> . しかしながら、例えば、ある国の財務報告の枠組みに準拠して作成	A <u>10</u> . しかしながら、例えば、ある国の財務報告の枠組みに準拠して作成
されている財務諸表が、国際会計基準をどの程度遵守しているかを記	されている財務諸表が、国際会計基準をどの程度遵守しているかを記
載している場合等、財務諸表は、ある財務報告の枠組みに準拠して作	載している場合等、財務諸表は、ある財務報告の枠組みに準拠して作
成されるとともに、追加的に、注記により他の財務報告の枠組みを遵	成されるとともに、追加的に、注記により他の財務報告の枠組みを遵
守している程度について記載する場合がある。このような記載は、 <u>第</u>	守している程度について記載する場合がある。このような記載は、補
48 項に記述されるとおり、補足的な財務情報を構成することがあり、	足的な財務情報であり、第 44 項に記述されるとおり、財務諸表の不可
財務諸表と明確に区別することができない場合には、監査意見の対象	<u>分の一部と考えられるため</u> 、監査意見の対象になる。
になる。	
《 <u>7</u> . 意見の様式》	《 <u>4</u> . 意見の様式》 <u>(第16項から第17項参照)</u>
A <u>16</u> . 適正表示の枠組みにより求められる事項に準拠して財務諸表を作成	A <u>11</u> . 適正表示の枠組みにより求められる事項に準拠して財務諸表を作成
したとしても、作成された財務諸表が適正に表示されているとは認め	したとしても、作成された財務諸表が適正に表示されているとは認め
られない場合がある。	られない場合がある。
このような場合、経営者は、財務報告の枠組みにおいて具体的に要	このような場合、経営者は、財務報告の枠組みにおいて具体的に要
求されている以上の追加的な <u>注記</u> を行うか、又は極めてまれな状況に	求されている以上の追加的な <u>開示</u> を行うか、又は <u>、</u> 極めてまれな状況
おいて、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項から離脱する	において、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項から離脱す
ことにより、財務諸表において適正な表示を行うことが可能な場合が	ることにより、財務諸表において適正な表示を行うことが可能な場合
ある。 <u>(第 16 項参照)</u>	がある。
A <u>17</u> . 監査人が、準拠性の枠組みについて監査基準委員会報告書 210「監	A <u>12</u> . 監査人が、準拠性の枠組みについて監査基準委員会報告書210「監
査業務の契約条件の合意」第4項(1)に基づき、受入可能であると判断	査業務の契約条件の合意」第4項(1)に基づき、受入可能であると判断
した場合には、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表が	した場合には、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表が
利用者に誤解を与えると監査人が判断することは極めてまれである。	利用者に誤解を与えると監査人が判断することは極めてまれである。
(第 17 項参照)	
《8 . 監査報告書》 (第 18 項参照)	《<u>5</u>. 監査報告書》 (第18項参照)
A <u>18</u> . (省略)	A <u>13</u> . (省 略)
A <u>19</u> . <u>本報告書の</u> 付録には、財務諸表に対する監査報告書の文例を記載し	A <u>14</u> . 付録には、財務諸表に対する監査報告書の文例を記載している。こ
ている。これらの文例には、第19項から第44項に記載する各項目が含	れらの文例には、第19項から第 <u>39</u> 項に記載する各項目が含まれてい
まれている。これらの項目の記載順序は、「監査意見」区分及び「意見	る。

の根拠」区分を除いて、一律に定めるものではないが、想定利用者に

新	IB
とっての項目の相対的な重要性に基づいて記載することが適切である	
(監基報 706 の A16 項参照)。	
《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠	《(1) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監
して実施した監査における監査報告書》	査における監査報告書》
《表題》 (第 19 項参照)	《表題》 (第 19 項参照)
A <u>20</u> . 独立監査人の報告書であることを示す「独立監査人の監査報告書」	A <u>15</u> . 独立監査人の報告書であることを示す「独立監査人の監査報告書」
の表題は、監査人が独立性についての <u>我が国における</u> 職業倫理に関す	の表題は、監査人が独立性についての職業倫理に関する規定の全てを
る規定の全てを満たしていることを表明するものであり、それによ	満たしていることを表明するものであり、それにより、独立監査人の
り、独立監査人の監査報告書を独立監査人以外の者が発行する報告書	監査報告書を独立監査人以外の者が発行する報告書と区別している。
と区別している。	
《宛先》 (第 20 項参照)	《宛先》 (第 20 項参照)
A <u>21</u> . 監査報告書の宛先は、法令等 <u>又は契約条件</u> において規定されている	A <u>16</u> . 監査報告書の宛先は、法令等において規定されていることが <u>多い</u> 。
ことが <u>ある</u> 。監査対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応	監査対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応じて、監査報
じて、監査報告書の提出先を宛先とする。我が国の場合、通常、取締	告書の提出先を宛先とする。我が国の場合、通常、取締役会となる。
役会となる。	
<u>《監査意見》</u> (第 22 項から第 24 項参照)_	(新 設)
《監査の対象》	《監査の対象》 <u>(第 21 項参照)</u>
A <u>22</u> . <u>監査報告書</u> において、例えば、監査人は <u>監査</u> 対象とする財務諸表	A <u>17</u> . <u>冒頭に記載する監査の対象</u> において、例えば、監査人は <u>監査報告書</u>
(すなわち、適用される財務報告の枠組みが要求する完全な一組の財	<u>が</u> 対象とする財務諸表(すなわち、適用される財務報告の枠組みが要
務諸表を構成するそれぞれの名称と、対象とする日付又は期間、及び	求する完全な一組の財務諸表を構成するそれぞれの名称と、対象とす
重要な会計方針を含む財務諸表に関連する注記事項)について監査し	る日付又は期間 <u>)並びにそれらに関連する</u> 重要な会計方針 <u>の要約及び</u>
たことを記載する。	<u>その他の説明情報</u> について監査したことを記載する。
A <u>23</u> . (省略)	A <u>18</u> . (省 略)
A <u>24</u> . (省 略)	A <u>29</u> . (省 略)
A25. 監査人が無限定意見を表明する場合、意見に関連して「前述の説明	(新一設)
<u>を前提として」又は「~を条件として」等の表現を用いることは、表</u>	
明している意見に一定の条件を付したり、意見を曖昧にしたり、若し	
くは除外事項付意見を想起させることになるので、適切ではない。	

	新			ІВ
《財務諸表及び	<u>財務諸表</u> が表示する <u>事項</u> についての記述》		《財務諸表が表示	sする <u>情報</u> についての記述》
A <u>26</u> . 監査意見は	、適用される財務報告の枠組みが定義する完全な	一組の	A <u>19</u> . 監査意見は	、適用される財務報告の枠組みが定義する完全な一組の
財務諸表を対	象とする。例えば、多くの一般目的の財務報告の	枠組み	財務諸表を対象	象とする。例えば、多くの一般目的の財務報告の枠組み
の場合、財務	諸表には、貸借対照表、損益計算書、 <u>包括利益計</u>	·算書、_	の場合、財務詞	者表には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計
株主資本等変	動計算書、キャッシュ・フロー計算書、 <u>及び関連</u>	する注	算書、キャッミ	ンュ・フロー計算書、 <u>並びに</u> 重要な会計方針 <u>の要約</u> 及び
<u>記(</u> 重要な会)	計方針及びその他の説明情報 <u>により構成される。)</u>	が含ま	その他の説明情	青報が含まれる。任意に記載された追加的な情報につい
れる。任意に	記載された追加的な情報についても、財務諸表の	不可分	ても、財務諸表の不可分な一部と考えられることがある。	
な一部と考えり	うれることがある。			
A <u>27</u> .	(省略)		A <u>30</u> .	(省 略)
《適用される財	《適用される財務報告の枠組みについての記述と当該記述が監査意見に		《適用される財系	务報告の枠組みについての記述と当該記述が監査意見に
与える影響》			与える影響》	
A <u>28</u> -A <u>29</u> .	(省略)		A <u>31</u> -A <u>32</u> .	(省 略)
A <u>30</u> . A <u>13</u> 項に記	載されているように、財務諸表は、二つの財務報	告の枠	A <u>33</u> . A <u>8</u> 項に記載	されているように、財務諸表は、二つの財務報告の枠組
組みに準拠し	―――― 組みに準拠して作成されることがあり、その場合、双方が、適用され		みに準拠して作	作成されることがあり、その場合、双方が、適用される
ろ財務報告の枠組みとかろ			財務報告の枠組	日みとかろ

る財務報告の枠組みとなる。

したがって、監査人は、財務諸表に対する意見を形成する際、それ ぞれの財務報告の枠組みについて別個に検討し、第23項から第25項に 従って表明する監査意見では、以下のようにそれぞれの財務報告の枠 組みについて記載する。

(1) 財務諸表が、それぞれの財務報告の枠組みを個々に遵守している 場合、二つの意見を表明する。すなわち、財務諸表が適用される財 務報告の枠組みのうちの一つに準拠して作成されているという意見 と、財務諸表がもう一方の適用される財務報告の枠組みに準拠して 作成されているという意見を表明する。

これらの意見は、別個の文章で表明することもあれば、例えば、 「財務諸表は、××会計基準に準拠し、かつ○○会計基準に準拠し て、すべての重要な点において適正に表示されている」というよう に、一つの文章で表明することもある。

したがって、監査人は、財務諸表に対する意見を形成する際、それ ぞれの財務報告の枠組みについて別個に検討し、第32項から第33項に 従って表明する監査意見では、以下のようにそれぞれの財務報告の枠 組みについて記載する。

(1) 財務諸表が、それぞれの財務報告の枠組みを個々に遵守している 場合、二つの意見を表明する。すなわち、財務諸表が適用される財 務報告の枠組みのうちの一つに準拠して作成されているという意見 と、財務諸表がもう一方の適用される財務報告の枠組みに準拠して 作成されているという意見を表明する。

これらの意見は、別個の文章で表明することもあれば、例えば、 「財務諸表は、××会計基準に準拠し、かつ○○会計基準に準拠し て、すべての重要な点において適正に表示されている」というよう に、一つの文章で表明することもある。

新	IB		
(2) 財務諸表が、財務報告の枠組みのうちの一方は遵守しているが、	(2) 財務諸表が、財務報告の枠組みのうちの一方は遵守しているが、		
もう一方は遵守していない場合、財務諸表は一方の財務報告の枠組	もう一方は遵守していない場合、財務諸表は一方の財務報告の枠組		
みに準拠して作成されているという無限定意見を表明することはで	みに準拠して作成されているという無限定意見を表明することはで		
きるが、もう一方の財務報告の枠組みに関しては、監査基準委員会	きるが、もう一方の財務報告の枠組みに関しては、監査基準委員会		
報告書705に従い限定意見又は否定的意見を表明する。	報告書705に従い限定意見又は否定的意見を表明する。		
A <u>31</u> . A <u>15</u> 項に記載したとおり、財務諸表は、適用される財務報告の枠組	A <u>34</u> . A <u>10</u> 項に記載したとおり、財務諸表は、適用される財務報告の枠組		
みを遵守していると表示するのに加えて、他の財務報告の枠組みをど	みを遵守していると表示するのに加えて、他の財務報告の枠組みをど		
の程度遵守しているかについて <u>注記</u> することがある。	の程度遵守しているかについて <u>開示</u> することがある。		
そのような補足的な情報は、財務諸表から明確に区別することがで	<u>A48項に説明されるとおり、</u> そのような補足的な情報は、財務諸表か		
きない <u>場合には</u> 、監査意見の対象となる。 <u>(第48項及び第49項並びに</u>	ら明確に区別することができない <u>ので</u> 、監査意見の対象となる。		
<u>A68項からA74項参照)</u>			
(1) 他の財務報告の枠組みの遵守の程度に関する <u>注記事項</u> が誤解を生	(1) 他の財務報告の枠組みの遵守の程度に関する <u>開示</u> が誤解を生じさ		
じさせるものである場合には、監査基準委員会報告書 705 に従って、	せるものである場合には、監査基準委員会報告書705に従って、限定		
限定意見又は否定的意見を表明する。	意見又は否定的意見を表明する。		
(2) その <u>注記事項</u> によって誤解は生じないが、当該 <u>注記事項</u> は利用者	(2) その <u>開示</u> によって誤解は生じないが、当該 <u>開示</u> は利用者が財務諸		
が財務諸表を理解するのに不可欠な重要なものであると監査人が判	表を理解するのに不可欠な重要なものであると監査人が判断する場		
断する場合には、監査基準委員会報告書 706 に従って、監査報告書に	合には、監査基準委員会報告書706に従って、監査報告書に強調事項		
<u>「</u> 強調事項 <u>」</u> 区分を追加し、当該 <u>注記事項</u> に対する注意を喚起す	区分を追加し、当該 <u>開示</u> に対する注意を喚起する。		
る。			
<u>《監査意見の根拠》</u> (第 26 項参照)	(新 設)		
A32. 監査意見の根拠の区分は、監査意見の表明に関する重要な前提が記	(新 設)		
載される。したがって、本報告書では、監査意見の根拠の区分は監査			
報告書の「監査意見」区分に続けて記載することを求めている。			
A <u>33</u> . (省 略)	A <u>25</u> . (省 略)		
(削 る)	A26. 監査基準委員会報告書 200 第 19 項において、監査人は、監査基準及		
	び監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書の要求事項及び実		
	務上の指針を遵守しない限り、監査報告書上で一般に公正妥当と認め		
	られる監査の基準に準拠した旨を記載してはならないとされている。		

新	IB
《我が国における職業倫理に関する規定》 (第 26 項(3)参照)	(新 設)
A34. 我が国における職業倫理に関する規定を遵守していることを明示す	(新 設)
ることは、監査の透明性の向上に資する。	
A35. 我が国における職業倫理に関する規定は、品質管理基準委員会報告	(新 設)
書第1号「監査事務所における品質管理」で記載しているとおり、公認	
会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会	
則、倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針、違法行	
為への対応に関する指針及びその他の倫理に関する規定をいう。な	
お、公認会計士法の規定(第25条第2項及び第34条の12第3項)に	
より監査報告書に利害関係の有無を記載することが求められているた	
め、利害関係の記載は、従来どおり、監査報告書の末尾に記載する。	
<u>《グループ監査特有の考慮事項》</u>	(新 設)
A36. グループ監査の場合、監査報告書においては、通常、グループ監査	(新 設)
<u>チームに適用される職業倫理規程が記載される。これは、グループ監</u>	
査においては、構成単位の監査人も、グループ財務諸表の監査に関連	
する職業倫理規程に従うことになるためである。(監基報 600 の A35 項	
<u>参照)</u>	
A37. 一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人 (構成単位の監	(新 設)
査人を含む。)が遵守すべき独立性を含む職業倫理規程を定めるもので	
はない。各国の職業倫理規程は、国際会計士連盟の「職業会計士に対	
<u>する倫理規程」の財務諸表の監査における規定に、各国で要求される</u>	
より厳格な事項を加えて構成されていることが多い。そのため、グル	
<u>ープ監査における職業倫理規程は複雑となる可能性がある。</u>	
監査基準委員会報告書600は、グループ監査において、構成単位の監	
査人がグループ監査に適用される独立性に関する要求事項を遵守して	
いない場合を含め、構成単位の財務情報に関して監査人が作業を行う	
上での指針を提供している。(監基報 600 第 18 項及び第 19 項参照)	

新	IB
《監査上の主要な検討事項》(第 29 項参照)	(新 設)
A38. 我が国では、財務諸表及び監査報告について広範な利用者が存在す	(新 設)
<u>る金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のう</u>	
ち資本金5億円未満又は売上高 10 億円未満かつ負債総額 200 億円未満	
の企業は除く。) の財務諸表の監査報告書において、監査上の主要な検	
討事項の記載が求められる。	
A39. 監査人は、法令により求められていない場合であっても、監査上の	(新 設)
主要な検討事項を任意で報告することを契約条件により合意する場合	
がある。例えば、多数の広範な利害関係者がおり、事業の内容及び規	
模を考慮すると、公共の利益への影響が高い可能性がある場合であ	
<u>る。</u>	
A40. 監査基準委員会報告書 210 は、監査人が、監査の契約条件に関し	(新 設)
て、経営者と合意することを求めており(監基報 210 第7項)、また、	
監査の契約条件の合意における経営者及び監査役等の役割は、ガバナ	
ンスの構造及び関連する法令等による旨を説明している(監基報 210 の	
A22 項)。監査基準委員会報告書 210 は、監査契約書又は他の適切な形	
式による合意書において、監査人により発行されることが想定される	
報告書の様式及び内容に関して記載することを求めている (監基報 210	
第8項)。また、法令等により監査人が監査上の主要な検討事項を報告	
<u>することが求められていない場合、監査の契約条件において、監査基</u>	
準委員会報告書 701 の適用に関する条項を記載することを求めている。	
《財務諸表に対する責任》 (第 <u>30</u> 項 <u>及び第 31 項</u> 参照)	《財務諸表に対する<u>経営者の</u>責任》 (第 <u>23</u> 項参照)
A41.「監査役及び監査役会の責任」については、会社の機関設計に応じ	A20. 監査基準委員会報告書200第12項(2)は、一般に公正妥当と認められ
て適切な見出しを付す。	る監査の基準に準拠して監査を実施するための前提となる経営者の責
	<u>任について説明している。</u>
	経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成
	する責任(適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示する責
	任を含む。)を有する。この責任には、不正か誤謬かを問わず、重要な

新	IB
	虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内
	部統制を整備及び運用することに対する責任が含まれる。監査報告書
	における経営者の責任の区分には、監査の前提に関する利用者の理解
	に資するために、経営者の上記二つの責任が記載される。
A <u>42</u> . 監査人は、企業の特性等に照らして、財務諸表の作成に関連する追	A <u>21</u> . 監査人は、企業の特性等に照らして、財務諸表の作成に関連する追
加的な責任を明示するため、第 <u>31</u> 項の経営者の責任に関して追加の記	加的な責任を明示するため、第23項の経営者の責任に関して追加の記
載を行うことが適切な場合がある。	載を行うことが適切な場合がある。
A43. 財務諸表に対する経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当	A22. 第 23 項は、監査基準委員会報告書 210 第 4 項(2)①から②において
と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための前提として	監査契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載が求められて
説明されている (監基報 200 第 12 項(2)参照)。また、このような経営	いる経営者の責任と整合している。
者の責任は、監査契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載	
が求められている (監基報 210 第4項(2)①及び②参照)。	
A <u>44</u> . 経営者の責任について規定する法令等において、会計帳簿と会計記	A <u>23</u> . 経営者の責任について規定する法令等において、会計帳簿と会計記
録、又は会計システムの妥当性に対する経営者の責任について明記さ	録、又は会計システムの妥当性に対する経営者の責任について明記さ
れている場合があるが、監査基準委員会報告書 210 及び第 <u>31</u> 項におい	れている場合があるが、監査基準委員会報告書 210 及び第 <u>23</u> 項におい
ては、経営者の責任として、それらを個別に記載することは求められ	ては、経営者の責任として、それらを個別に記載することは求められ
ていない。これは、監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理	ていない。これは、監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理
解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第3項(4)にあるよう	解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第3項(4)にあるよう
に、会計帳簿、会計記録及び会計システムは内部統制と不可分とみな	に、会計帳簿、会計記録及び会計システムは内部統制と不可分とみな
すことができるためである。	すことができるためである。
A45. 本報告書の付録において、継続企業の前提に関する重要な不確実性	(新 設)
が認められる場合には、財務諸表においてその内容等を注記すること	
が求められている財務報告の枠組みを前提とした監査報告書の文例を	
示している。	
A46. 監査基準委員会報告書 260 では、監査人はガバナンスの構造に応じ	(新 設)
てコミュニケーションを行うことが適切なガバナンスに責任を有する	
者を判断することが求められており、財務報告プロセスの整備及び運	

新	IB
用状況の監視責任を有する者が監査人のコミュニケーションの対象と	
<u>なる。</u>	
財務諸表の作成に責任のある者が、財務報告プロセスの整備及び運	
用状況の監視責任を同時に負っている場合、財務報告プロセスの監視	
責任に対する記載は要求されない。例えば、我が国の会社法において	
は、株式の譲渡制限のある株式会社は、取締役会又は監査役等の設置	
が求められておらず、経営者が財務諸表の作成責任及び財務報告プロ	
セスの監視責任の両方を負っている場合がある。	
《監査人の責任》 (第 <u>35</u> 項 <u>(1)</u> 参照)	《監査人の責任》 (第 <u>26 項から第 28 項</u> 参照)
A <u>47</u> . 監査報告書に <u>おいて、財務諸表の作成に関する</u> 経営者の責任と <u>監査</u>	A <u>24</u> . 監査報告書に <u>は、</u> 経営者の <u>財務諸表の作成</u> 責任と区別するため、監
人の責任を 区別するため、監査人の責任は、 全体としての財務諸表に	査人の責任は、 <u>実施した監査に基づき財務諸表に対する</u> 意見を表明す
不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な	ることである <u>旨を</u> 記載 <u>す</u> る。
<u>保証を得て監査</u> 意見を表明することである <u>と</u> 記載 <u>してい</u> る。	
《重要性の記載》 (第 35 項(2)参照)	(新 設)
A48. 本報告書の付録は、適用される財務報告の枠組みが我が国において	(新 設)
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準である場合の文例を提供	
している。したがって、他の財務報告の枠組みの場合、重要性の概念	
について、財務報告の枠組みに応じて、虚偽表示は、「個別に又は集計	
すると、財務諸表利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込ま	
れる場合に、重要性があると判断される」を適宜修正する。	
《内部統制の理解》 (第 36 項(2)②参照)	(新 設)
A <u>49</u> . (省 略)	A <u>27</u> . (省 略)
《監査上の主要な検討事項に関連する監査人の責任》 (第 37 項 (3) 参照)	(新 設)
A50. 監査人は、監査人の責任に関する記載において、第 37 項(3)の要求	(新 設)
事項に加えて、監査上の主要な検討事項についてより詳細な説明をす	
ることが有用であると判断することがある。例えば、監査人は、監査	
を実施する上で特に注意を払った事項を決定する際、以下の項目を考	

新	IΒ
慮しなければならない旨を監査基準委員会報告書701の第8項の要求事	
・ 監査基準委員会報告書 315 に基づき決定された特別な検討を必要と	
するリスク及び重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域	
・ 見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りを含む、経営	
者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判	
<u>断</u>	
・ 当年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響	
《財務諸表監査における監査人の責任の記載場所》(第 38 項及び第 45 項	(新 設)
(10)参照)	
A51. 本報告書の第 36 項及び第 37 項により監査報告書における記載が要	(新 設)
求される情報を監査報告書の別紙に記載することにより、監査報告書	
の本文が簡潔となり、有用なことがある。	
《監査報告書の別紙における記載場所》 (第 38 項(2)及び第 45 項(10)参	(新 設)
照)	
A52. 監査報告書の本文において別紙に適切な参照を行っている場合、第	(新 設)
38項は、第36項及び第37項で求められている財務諸表監査における監	
査人の責任を別紙に記載することを許容している。監査報告書におい	
て別紙への参照を行う場合に「財務諸表監査における監査人の責任」	
<u>区分の記載は以下のようになる。</u>	
財務諸表監査における監査人の責任	
監査人の責任は、実施した監査に基づき、全体としての財務諸表	
に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理	
的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から監査意見を表	
明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性	
があり、個別に又は集計すると、財務諸表利用者の意思決定に影響	
<u>を与えると合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。</u>	

新	Ш
財務諸表の監査における監査人の責任のより詳細な記載は、監査	
報告書の別紙X (必要に応じてページ数を記載) に含まれている。	
当該記載は、監査報告書の一部である。	
《その他の報告責任》 (第 <u>39</u> 項から第 <u>40</u> 項参照)	《その他の報告責任》 (第 <u>35</u> 項から第 <u>36</u> 項参照)
A <u>53</u> . 国によっては、監査人は、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認めら	A <u>35</u> . 国によっては、監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準
れる監査の基準に基づく財務諸表に対する監査人の報告責任に加え、	に基づく財務諸表に対する監査人の報告責任に加え、財務諸表に関連
財務諸表に関連するその他の事項について報告責任を有する場合があ	するその他の事項について報告責任を有する場合がある。
る。	
例えば、監査人は、財務諸表監査の実施中に特定の事項(適切な会	例えば、監査人は、財務諸表監査の実施中に特定の事項(適切な会
計記録を維持していない場合など)に気付いた場合、当該事項を報告	計記録を維持していない場合など)に気付いた場合、当該事項を報告
することが求められている場合がある。また、監査人は、特定の事項	することが求められている場合がある。また、監査人は、特定の事項
(会計帳簿と会計記録、財務報告に係る内部統制、又はその他の記載	(会計帳簿と会計記録の適切性など) について追加的に特定の手続を
<u>内容に含まれる項目</u> の適切性など)について追加的に特定の手続を実	実施し報告することが求められていたり、意見を表明することが求め
施し報告することが求められていたり、意見を表明することが求めら	られていたりすることがある。
れていたりすることがある。	
特定の国における特定の追加的な報告責任に関する監査人の責任に	特定の国における特定の追加的な報告責任に関する監査人の責任に
ついては、通常、それぞれの国の監査の基準が指針を提供している。	ついては、通常、それぞれの国の監査の基準が指針を提供している。
我が国においては、財務報告に係る内部統制の監査がこれに該当し、	我が国においては、財務報告に係る内部統制の監査がこれに該当し、
財務報告に係る内部統制の監査基準が指針を提供している。	財務報告に係る内部統制の監査基準が指針を提供している。
A <u>54</u> . (省 略)	A <u>36</u> . (省 略)
(削 る)	A37. これらのその他の報告責任は、一般に公正妥当と認められる監査の
	基準に基づく財務諸表に対する監査人の報告責任から明確に区分する
	ため、監査報告書において別個の区分を設けて記載する。この区分に
	は、その他の報告責任の区分の内容を示す見出しを付すことがある。
《監査人の署名》 (第 <u>41</u> 項 <u>及び第 42 項</u> 参照)	《監査人の署名》 (第 <u>37</u> 項参照)
A <u>55</u> . 監査報告書には、 <u>国によっては</u> 、監査事務所名、監査人の個人名又	A38. 監査報告書には、 <u>その国に応じて</u> 、監査事務所名、監査人の個人名
はその両方のいずれかの署名がなされる。また、監査報告書におい	又はその両方のいずれかの署名がなされる。また、 <u>一部の国では、</u> 監
て、監査人の署名に加えて、監査人の職業会計士の称号、又は監査人	査報告書において、監査人の署名に加えて、監査人の職業会計士の称

新	旧
や監査事務所が当該国の適切な許認可を受けていることについて明示	号、又は、監査人や監査事務所が当該国の適切な許認可を受けている
することが求められることがある。	
我が国の場合、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明	 我が国の場合、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明
をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書	をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書
にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならな	にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならな
いとされている (公認会計士法第34条の12第2項)。	いとされている(公認会計士法第 34 条の 12 第 2 項)。
和文の監査報告書の場合は、自署・押印により第 41 項の要求事項を	
満たしているものとする。	
《監査事務所の所在地》 (第 <u>43</u> 項参照)	《監査事務所の所在地》 (第 <u>39</u> 項参照)
A <u>56</u> . 我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が	A43. 一般目的の財務諸表の監査報告書は、国又は地域を越えて流通する
執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する。 ま	<u>ことがあるため、主として業務を行った</u> 監査事務所の所在地を記載す
た、国外で流通する外国文の監査報告書の場合は、監査事務所の所在	ることが求められている。一方、国内のみで流通することを前提に日
地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名及び国名を	本語で作成された監査報告書は、監査報告書に監査事務所の所在地を
記載する。	記載する <u>必要性は乏しいためその記載を省略することができる</u> 。
《監査報告書日》 (第 <u>44</u> 項参照)	《監査報告書日》 (第 <u>38</u> 項参照)
A <u>57</u> -A <u>58</u> . (省略)	A <u>39</u> -A <u>40</u> . (省略)
A <u>59</u> . 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての財務諸	A <u>41</u> . 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての財務諸
表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関(例えば、取締	表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関(例えば、取締
役) が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。	役)が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。
その場合、当該承認に関する証拠を、財務諸表に対する監査報告書日	その場合、当該承認に関する証拠を、財務諸表に対する監査報告書日
以前に入手することになる。	以前に入手することになる。
一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。	一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。
その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され	その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され
たと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業	たと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業
の経営と <u>ガバナンス</u> の構造を考慮して、企業が財務諸表の作成及び確	の経営と <u>統治</u> の構造を考慮して、企業が財務諸表の作成及び確定に当
定に当たって従う手続を検討することになる。	たって従う手続を検討することになる。
A <u>60</u> . (省 略)	A <u>42</u> . (省 略)

新	IB
《(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場	《(2) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場
合》 (第 <u>45</u> 項参照)	合》 (第 <u>40</u> 項参照)
A <u>61</u> . 監査基準委員会報告書200のA54項は、監査人が、 <u>我が国において</u> 一	A <u>44</u> . 監査基準委員会報告書200のA54項は、監査人が、一般に公正妥当と
般に公正妥当と認められる監査の基準に加えて、法令等により要求さ	認められる監査の基準に加えて、法令等により要求される事項の遵守
れる事項の遵守が求められる場合があることを説明している。	が求められる場合があることを説明している。 <u>この場合、監査人は、</u>
	本報告書とは異なる監査報告書の様式や文言の使用を義務付けられる
	<u>ことがある。</u>
	第4項に記載しているように、一般に公正妥当と認められる監査の
	<u>基準に準拠して監査が実施されている場合の監査報告書に一貫性が保</u>
	たれていることにより、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基
	準に準拠して実施されていることを容易に認識でき、市場における監
	査の信頼性を高める。
法令等により要求される事項と <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認	法令等により要求される事項と一般に公正妥当と認められる監査の
められる監査の基準との間の差異が、監査報告書の様式や文言のみに	基準との間の差異が、監査報告書の様式や文言のみに関連しており、
関連しており、最低限、第 <u>45</u> 項(1)から(<u>14</u>)に記載された事項が監査報	最低限、第 <u>40</u> 項(1)から(<u>9</u>)に記載された事項が監査報告書に含まれる
告書に含まれる場合には、監査報告書において、 <u>我が国において</u> 一般	場合には、監査報告書において、一般に公正妥当と認められる監査の
に公正妥当と認められる監査の基準に準拠している旨を記載すること	基準に準拠している旨を記載することができる。 <u>したがって、この場</u>
ができる。そのような状況においては、第45項(1)から(14)に含まれて	<u>合、監査人は、</u> 監査報告書 <u>で使用する様式や文言が、法令等により監</u>
いない第 19 項から第 44 項の要求事項(「監査意見」区分と監査意見の	<u> </u>
根拠の区分の監査報告書の記載順序を含む。)は適用されない。	ても、一般に公正妥当と認められる監査の基準の要求事項を遵守した
	<u>と判断される。</u>
A62. 法令等により要求される事項と <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認	法令等により要求される事項と一般に公正妥当と認められる監査の
められる監査の基準が整合している場合、本報告書 <u>の第 19 項から第 44</u>	基準が整合している場合、本報告書 <u>において使用</u> される監査報告書の
項により要求される監査報告書の様式と文言を採用することにより、	様式と文言を採用することにより、監査報告書の利用者は、一般に公
監査報告書の利用者は、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる	正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されている監査の監査
監査の基準に準拠して実施されている監査の監査報告書であることを	報告書であることを容易に認識することができる。

(監基報 210 は、法令等が、一般に公正妥当と認められる監査の基準

容易に認識することができる。

新	IB
	の要求事項と著しく異なる監査報告書の様式や文言を記載している場
	<u>合の状況を扱っている。)</u>
《監査基準委員会報告書 701 により要求される情報》 (第 45 項(8))	(新 設)
A63. 法令等により、監査人は実施した監査に関する追加的な情報の提供	(新 設)
を要求されることがある。追加的な情報には、監査基準委員会報告書	
701 の目的と整合する情報が含まれることがある。また、法令等によ	
り、追加的な情報に関する報告の内容及び程度が規定されることがあ	
<u>る。</u>	
A64. 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準は、財務諸	(新 設)
表監査に関係する法令等に優先するものではない。監査基準委員会報	
告書 701 が適用される場合、法令等を適用するに当たって、本報告書第	
45 項(8)に従い記載される区分が、監査基準委員会報告書 701 の要求事	
項に相当する場合のみ、監査報告書において我が国において一般に公	
正妥当と認められる監査の基準に準拠している旨を記載することがで	
きる。そのような状況において、監査人は、監査基準委員会報告書 701	
に基づく監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告のうち特	
定の部分について、修正が必要となることがある。例えば、以下が挙	
<u>げられる。</u>	
・ 法令等が特定の見出しを規定する場合、「監査上の主要な検討事	
項」の見出しを修正する。	
・ 法令等により要求される情報が、監査報告書に記載される理由を	
説明する。例えば、関連する法令等を引用し、その情報がどのよ	
うに監査上の主要な検討事項に関連するかを記載する。	
・ 法令等により記載事項の内容及び程度が規定される場合、監査基	
準委員会報告書 701 第 12 項の要求事項と整合するように、法令等	
に規定された情報を補足する。	
(削 る)	《監査意見》 (第 32 項から第 34 項参照)
(削 る)	_《法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合》

新	IΒ
A <u>65</u> . 監査基準委員会報告書 210 は、関連する法令等により、監査報告書	A <u>28</u> . 監査基準委員会報告書 210 は、関連する法令等により、監査報告書
(特に、監査意見)について、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認め	(特に、監査意見)について、一般に公正妥当と認められる監査の基
られる監査の基準の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されて	準の要求事項と著しく異なる <u>文言</u> が規定されていることがあることを
いることがあることを説明している。	説明している。
その場合、監査基準委員会報告書210は、監査人に以下の評価を行う	その場合、監査基準委員会報告書 210 は、監査人に以下の評価を行う
ことを求めている。	ことを求めている。
(1) 財務諸表監査から得られる保証について誤解が生ずる可能性があ	(1) 財務諸表監査から得られる保証について誤解が生ずる可能性があ
るかどうか。	るかどうか。
(2) 誤解が生ずる可能性がある場合、監査報告書に追加的な説明を記	(2) 誤解が生ずる可能性がある場合、監査報告書に追加的な説明を記
載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうか。	載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうか。
監査基準委員会報告書210は、監査人が、このような誤解が生ずる可	監査基準委員会報告書 210 は、監査人が、このような誤解が生ずる可
能性を、監査報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減で	能性を、監査報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減で
きないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、監査契	きないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、監査契
約を締結しないように求めている。	約を締結しないように求めている。
監査基準委員会報告書210では、このような法令等に準拠して実施さ	監査基準委員会報告書 210 では、このような法令等に準拠して実施さ
れる監査は、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準	れる監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したもの
に準拠したものではないため、監査人は、監査報告書に、 <u>我が国にお</u>	ではないため、監査人は、監査報告書に、一般に公正妥当と認められ
<u>いて</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施された監	る監査の基準に準拠して実施された監査であることを示すような記載
査であることを示すような記載を行ってはならないとしている。(監基	を行ってはならないとしている。(監基報 210 第 17 項参照)
報210第17項参照)	
《(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他	《(3) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の
の監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書》(第	監査の基準に準拠して実施される監査に対する監査報告書》(第 <u>41</u>
<u>47</u> 項参照)	項参照)
A <u>66</u> . (省略)	A <u>45</u> . (省 略)
A67. <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の監査	A <u>46</u> . 一般に公正妥当と認められる監査の基準と他の監査の基準の要求事
の基準の要求事項の間に不整合があり、それにより、監査人が異なる	項の間に不整合があり、それにより、監査人が異なる意見を形成す
意見を形成する、又は、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる	る、又は、一般に公正妥当と認められる監査の基準では強調事項区分

として記載することが要求されている特定の状況において、他の監査

監査の基準では「強調事項」区分又は「その他の事項」区分として記

新	IB
載することが要求されている特定の状況において、他の監査の基準で	の基準では強調事項区分として記載しないことになる場合、一般に公
は <u>「</u> 強調事項 <u>」</u> 区分 <u>又は「その他の事項」区分</u> として記載しないこと	正妥当と認められる監査の基準と他の監査の基準の両方に言及するの
になる場合、 <u>我が国において</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準	は適切ではない。
と他の監査の基準の両方に言及するのは適切ではない。	
	例えば、監査基準委員会報告書 570「継続企業」第 18 項は、継続企
	業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、強調事項区分に
	記載することを監査人に要求しているが、他の国の監査の基準は、当
	該事項を強調事項区分に含めることを禁じていることがある。
この場合、監査報告書は、準拠した監査の基準(我が国において一	この場合、監査報告書は、準拠した監査の基準(我が国において一
般に公正妥当と認められる監査の基準又は他の国の監査の基準のいず	般に公正妥当と認められる監査の基準又は他の国の監査の基準のいず
れか。)のみに準拠している旨を記載する。	れか。)のみに準拠している旨を記載する。
《 <u>9</u> . 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合》(第 <u>48</u> 項 <u>及</u>	《 <u>6</u> . 財務諸表とともに補足的な情報が表示される場合》(第 <u>43</u> 項か
<u>び</u> 第 <u>49</u> 項参照)	<u>ら</u> 第 <u>44</u> 項参照)
A <u>68</u> . 企業は、法令等又は基準によって、適用される財務報告の枠組みで	A <u>47</u> . 企業は、法令等又は基準によって、適用される財務報告の枠組みで
は要求されない補足的な情報を財務諸表とともに表示することが求め	は要求されない補足的な情報を財務諸表とともに表示することが求め
られる場合がある。また、企業が、そのような情報を自主的に表示す	られる場合がある。また、企業が、そのような情報を自主的に表示す
る場合もある。	る場合もある。
例えば、補足的な情報は、適用される財務報告の枠組みに関する利	例えば、補足的な情報は、適用される財務報告の枠組みに関する利
用者の理解を高めるため、又は特定の財務諸表項目に関する追加的な	用者の理解を高めるため、又は <u>、</u> 特定の財務諸表項目に関する追加的
説明を提供するために表示されることがある。このような情報は、通	な説明を提供するために表示されることがある。このような情報は、
常、付表又は注記の追加として表示される。	通常、付表又は注記の追加として表示される。
A69. 本報告書の第 48 項は、その性質 <u>又は</u> 表示方法により財務諸表 <u>の不可</u>	A <u>48</u> . その性質と表示 <u>の</u> 方法により財務諸表 <u>から明確に区別することがで</u>
<u>分の一部である</u> 補足的な情報は、監査意見の対象となる <u>と記載してい</u>	<u>きない</u> 補足的な情報は、監査意見の対象となる。例えば、 <u>財務諸表の</u>
<u>る。この評価は職業的専門家としての判断に係る事項であり、</u> 例え	<u>注記に、</u> 当該財務諸表が他の財務報告の枠組みをどの程度遵守してい
ば、 <u>以下の状況が考えられる。</u>	るかについての説明を含めている場合 <u>がこれに該当する。</u>
・ 財務諸表の注記に、当該財務諸表が他の財務報告の枠組みをどの	
程度遵守しているかについての説明 <u>又は調整</u> を含めている場合 <u>、</u>	
監査人は、財務諸表から明確に区別することができない補足的な	

新	IΒ
<u>情報であると考えることがある。</u> また、財務諸表と相互に参照	照さ また、財務諸表と相互に参照される注記又は付表も、監査意見の対
れる注記又は付表も、監査意見の対象となる。	象となる。
・ 財務諸表の付録として含まれる独立した明細表において、特別	<u> </u>
費用項目を開示する追加的な損益情報が開示されている場合、	<u>財</u>
務諸表から明確に区別することができる補足的な情報である。	· 監
<u> 査人は考えることがある。</u>	
A <u>70</u> -A <u>73</u> . (省略)	A <u>49</u> -A <u>52</u> . (省略)
A <u>74</u> . 補足的な情報が監査されていないという事実は、 <u>監査基準委員会</u>	○報 A53. 補足的な情報が監査されていないという事実は、監査された財務諸
告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記	2載 表との重要な不整合を識別するために当該補足的な情報を通読しなけ
<u>内容に関連する監査人の責任」に記載された</u> 責任を免除するもので	では <u>ればならないという監査人の</u> 責任を免除するものではない。
ない。	監査されていない補足的な情報に関する監査人の責任は、監査基準
	<u>委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその</u>
	他の記載内容に関連する監査人の責任」に記載された責任と一致す
	<u>る。</u>
《IV 適用》	《IV 適用》
・ 本報告書(<u>2011</u>年7月1日)は、<u>2011</u>年7月1日に発効し、<u>2</u>	011 ・ 本報告書(平成23年7月1日)は、平成23年7月1日に発効し、平
年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び2013	<u>成23</u> 年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び <u>平成</u>
3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。	24年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
・ 本報告書(<u>2011</u>年12月22日)は、<u>2012</u>年4月1日以後開始。	- る 本報告書 (<u>平成23</u> 年12月22日) は、 <u>平成24</u> 年4月1日以後開始する
事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る「	事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間
監査から適用する。	監査から適用する。
・ 本報告書(<u>2014</u>年4月4日)は、<u>2015</u>年4月1日以後に開始。	- る ・ 本報告書 (<u>平成26</u> 年4月4日) は、 <u>平成27</u> 年4月1日以後に開始す
事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査を	基準 る事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査基
委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作品	な 準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成
れた財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書 805「個	問別 された財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書805「個
の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて 2014 年	三4 別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて <u>平成26</u> 年
月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を通	毎用 4月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を適
とする。	用とする。

				旧	
・ 本報告書(2019年2月27日)は、以下の事業年度に係る監査等か					
<u>ら適用する。</u>					
- 監査上の主要な検討事項に関連する要求事項及び適用指針(第					
28 項、第 29 項、第 37 項(3)、第 45 項(8)、A38 項、A39 項、					
<u>A40 項</u>	、A50 項、A63 項、	A64 項及び文例	J) は、2021	年3月31	
<u> </u>	終了する事業年度	に係る監査から	<u>。 適用する。</u>	ただし、	
2020 年	E3月31日(米国	正券取引委員会	に登録してい	いる会社に	
<u>おいて</u>	は 2019 年 12 月 3	日)以後終了	する事業年	度に係る監	
-	早期適用すること				
- 上記以	外の改正は、2020	年3月31日以	後終了する	事業年度に	
係る監査から適用する。					
《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A <u>19</u> 項参照)			19 項参照)	《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A <u>14</u> 項参照)	
監査対象	財務報告 グル・ の枠組み 監査i の有	<u> 上場・非</u> <u>i用</u> 上場 上場	被監査会 社の機関 <u>設計</u>	監査上の 主要な検 <u>計事項</u>	(新設)
文例 1 財務諸表	<u>一般目的</u> / <u>適正表</u> <u>適用</u> <u>示</u>	<u>上場</u>	監査役会	記載あり	
<u>文例 2</u> <u>連結財務</u> <u>諸表</u>	一般目的 /適正表 適用 示	<u>上場</u>	<u>監査委員</u> 会	記載あり	

新	旧
文例 3 財務諸表 一般目的 /準拠性 適用なし 非上場 監査役会 記載なし	
本付録は、適正表示の枠組みと準拠性の枠組み双方の監査報告書に おける汎用的な用語や文言を記載しており、特定の「適用される財務 報告の枠組み」を想定していない。そのため、「適用される財務報告の 枠組み」に応じて適切な用語・文言を使用する必要がある。	(同 左)
(削 る)	 文例1:財務諸表が、広範囲の利用者に共通する財務情報に対する ニーズを満たすように構成された適正表示の枠組みに準拠 して作成されている場合の監査報告書 文例2:財務諸表が、広範囲の利用者に共通する財務情報に対する ニーズを満たすように構成された準拠性の枠組みに準拠し て作成されている場合の監査報告書 文例3:連結財務諸表が、広範囲の利用者に共通する財務情報に対 するニーズを満たすように構成された適正表示の枠組みに 準拠して作成される場合の監査報告書
《文例 1 》	《文例 1 》
文例の前提となる状況	文例の前提となる状況
 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準委員会報告書600は適用されない。)。 監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 	適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。
 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と 判断している。 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書 570 に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 	

新	IΒ
象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断してい	
<u>る。</u>	
・ 監査基準委員会報告書 701 に従って、監査上の主要な検討事項を報	
告することが求められている。	
・ 会社は監査役会設置会社である。	
・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等 <u>に基づく</u> その他の報告	・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等が要求するその他の報
責任を有する。	告責任を有する。
独立監査人の監査報告書	独立監査人の監査報告書
[宛先]	[宛先]
[監査報告書の日付]	[監査報告書の日付]
[○○監査法人]	[○○監査法人]
[事業所名]	
[監査人の署名]	[監査人の署名]

<財務諸表監査> (注1)

監査意見

当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む財務諸表の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「適用される財務報告の枠組み (注2)]に準拠して、○○株式会社の×年×月×日現在の財政状態 並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財務諸表監査> (注1)

当監査法人は、〇〇株式会社の<u>平成</u>X年X月X日から<u>平成</u>X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>並びに</u>重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ

新

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。 [監査基準委員会報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載]

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

とが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み (注2)]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政 状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示してい

新	П
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用	るものと認める。
における取締役の職務の執行を監視することにある。	
<u>財務諸表監査における</u> 監査人の責任	
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、 <u>全体として</u>	
の財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに	
ついて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財	
務諸表に対する意見を表明することにある。 <u>虚偽表示は、不正又は</u>	
誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸	
表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合	
に、重要性があると判断される。	
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基	
準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行	
い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。	
<u>・</u> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスク <u>を識別し、評価す</u>	
る。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案	
し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断によ	
る。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を	
<u>入手する。</u>	
財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明す	
るためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し	
て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 <u>監査</u> に関	
連する内部統制を検討する (注3)。	
<u>・</u> 経営者が採用した会計方針及びその適用方法 <u>の適切性、</u> 並びに	
経営者によって行われた <u>会計上の</u> 見積り <u>の合理性及び関連する</u>	
注記事項の妥当性を評価する。	
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切	
であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業	

新 IΒ の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の 前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書 において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要 な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められて いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠 に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業 として存続できなくなる可能性がある。 ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「適用される財務報告の枠組み (注2)]に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項 を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基 礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲と その実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が 国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の 独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年 度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主 要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法 令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的

ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益

新	IB
が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告す べきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。	
<法令等に基づく その他の報告> (省略)	<法令等 <u>が要求する</u> その他の <u>事項に対する</u> 報告> (省略)
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。	利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。
* 個別財務諸表に対する監査で監査基準委員会報告書 600 を適用する場合には、以下の文を監査人の責任区分の実施項目に追加する。 「・財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」	
《文例2》	《文例3》
文例の前提となる状況	文例の前提となる状況
・ <u>上場企業の</u> 適正表示の枠組みに準拠して作成された <u>完全な一組の</u> 一般目的の連結財務諸表の監査である。 <u>当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である(すなわち、監査基準委員会報告書600</u> が適用される。)。	・ 適正表示の枠組みに準拠して <u>親会社の経営者により</u> 作成された一般 目的の連結財務諸表の監査である。
 監査契約書において、監査基準委員会報告書 210 の連結財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。 	・ 監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対す る経営者の責任が記載されている。

IΒ ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書 570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断してい る。 ・ 監査基準委員会報告書 701 に従って、監査上の主要な検討事項を報 告することが求められている。 会社は指名委員会等設置会社である。 ・ 監査人は、連結財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の ・ 監査人は、連結財務諸表の監査に加えて、法令等が要求するその他 の報告責任を有する。 報告責任を有する。 独立監査人の監査報告書 独立監査人の監査報告書 [宛先] [宛先] 「監査報告書の日付] 「監査報告書の日付] 「〇〇監査法人] 「〇〇監査法人] 「事業所名〕 「監査人の署名] [監査人の署名] **<財務諸表監査>**(注1) **<財務諸表監査>**(注1) 監査意見 当監査法人は、○○株式会社及び連結子会社の×年×月×日から 当監査法人は、○○株式会社及び連結子会社の平成X年X月X日 ×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸 から平成X年X月X日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわ 借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等 ち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、 変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を 連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びそ 含む連結財務諸表の注記について監査を行った。 の他の説明情報について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「適用される財務報告の枠 組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠

×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経

営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の 監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断 した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に 対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項で あり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するもの ではない。

[監査基準委員会報告書 701 に従った監査上の主要な検討事項の記載]

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適 正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。

IΗ

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「適用される財務報告の枠

新 田

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に 基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任 がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として の連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か ら連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見 込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスク<u>を識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を</u>入手する。
- <u>・</u> 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、<u>監査</u>に関連する内部統制を検討する(注3)。

組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の<u>平成</u>X年X 月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の 経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

新 IΒ ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに 経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが 適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企 業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報 告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、 又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切で ない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明する ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、「適用される財務報告の枠」 組み (注2) 1に準拠しているかどうかとともに、関連する注記 事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結 財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子 会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を 負う。 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施 時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事 項について報告を行う。

新	ІВ
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国におけ	
る職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に	
影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は	
軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について	
報告を行う。	
監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の	
連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主	
要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法	
令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的	
ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益	
が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告す	
べきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。	
<法令等 <u>に基づく</u> その他の報告>	<法令等 <u>が要求する</u> その他の <u>事項に対する</u> 報告>
(省略)	(省略)
利害関係	利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公	会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の
認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	規定により記載すべき利害関係はない。
// / FI	//
《文例3》	《文例 2》
文例の前提となる状況	文例の前提となる状況
・ 上場企業以外の企業の準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な	・ 準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務
一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監	諸表 <u>に対する</u> 監査である。
査ではない(すなわち、監査基準委員会報告書600が適用されな	
<u>/`。)。</u>	

新	旧
・ 企業の経営者は、○国の○○法に準拠して財務諸表を作成している	・ 企業の経営者は、○国の○○法に準拠して財務諸表を作成している
(すなわち、財務報告の枠組みが法令等で規定されており、広範囲	(すなわち、財務報告の枠組みが法令等で規定されており、広範囲
の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように構成さ	の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように構成さ
れているが、適正表示の枠組みではない。例えば、我が国では会社	れているが、適正表示の枠組みではない。例えば、我が国では会社
計算規則第98条第2項第1号又は第2号に基づいて注記の一部を	計算規則第98条第2項第1号又は第2号に基づいて注記の一部を
省略している場合が該当する。)。	省略している場合が該当する。)。
・ 監査契約書において、監査基準委員会報告書 210 の財務諸表に対す	・ 監査契約書において、監査基準委員会報告書 210 の財務諸表に対す
る経営者の責任が記載されている。	る経営者の責任が記載されている。
・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定意見が適切と判断	
<u>している。</u>	
・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書	
570 に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事	
象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断してい	
<u>る。</u>	
・ 監査基準委員会報告書 701 に従った監査上の主要な検討事項の報告	
は求められていない。_	
・会社は監査役会設置会社である。	
・ 監査人には、法令等に基づくその他の報告責任がない。	
独立監査人の監査報告書	独立監査人の監査報告書
[宛先]	[宛先]
[監査報告書の日付]	[監査報告書の日付]
[〇〇監査法人]	[○○監査法人]
[〇〇県□□市]	
[監査人の署名]	[監査人の署名]

当監査法人は、 $\bigcirc\bigcirc$ 株式会社の $\underline{\mathrm{YR}}$ X年X月X日から $\underline{\mathrm{YR}}$ X年X

監査意見

当監査法人は、○○株式会社の×年×月×日から×年×月×日ま

新

での事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>及び</u>重要な会計方針 <u>を含む財務諸表の注記</u>について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、すべての重要な点において、 ○国の○○法(注2)に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、○国の○○法<u>(注2)</u>に準拠して財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用 における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>並びに</u>重要な会計方針<u>の要約及びその他の説明情報</u>について監査を行った。

IΗ

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、○国の○○法に準拠して財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

新

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスク<u>を識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を</u>入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する(注3)。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法<u>の適切性、</u>並びに 経営者によって行われた<u>会計上の</u>見積り<u>の合理性及び関連する</u> 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の<u>○○株式会社の</u>財務諸表が、すべての重要な点において、○国の○○法に準拠して作成されているものと認める。

新	旧
な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、	
財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められて	
いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠	
に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業	
として存続できなくなる可能性がある。	
・ 財務諸表の表示及び注記事項が[適用される財務報告の枠組み	
(注2)]に準拠しているかどうかを評価する。	
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲と	
その実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を	
含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ	
<u>の他の事項について報告を行う。</u>	
利害関係	利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の	会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の
規定により記載すべき利害関係はない。	規定により記載すべき利害関係はない。
《文例1から文例3に対する注》	《文例1から文例3に対する注》
(注1)「<法令等 <u>に基づく</u> その他の報告>」がない場合は、「<財務諸	(注1)「<法令等 <u>が要求する</u> その他の <u>事項に対する</u> 報告>」がない場合
表監査>」は不要である。	は、「<財務諸表監査>」は不要である。
(注2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。	(注2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。
(注3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意	(注3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意
見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わら	見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わら
ないため、当該記載の変更は必要ない。	ないため、当該記載の変更は必要ない。

CJ F

以

上